

議案第百二号

港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和六年十一月二十七日

提出者 港区長 清 家 愛

港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年港区条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「九一一、四〇〇円」を「九一九、六〇〇円」に、「七八七、八〇〇円」を「七九四、九〇〇円」に、「六五六、二〇〇円」を「六六二、一〇〇円」に、「六二八、八〇〇円」を「六三四、五〇〇円」に、「六一六、七〇〇円」を「六二二、三〇〇円」に改める。

第八条第二項中「百分の二百」を「百分の二百二十」に改める。

第二条 港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「百分の二百二十」を「百分の二百十」に改める。

## 付 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第一条の規定及び次項から付則第五項までの規定は公布の日から、第二条の規定は令和七年四月一日から施行する。
  - 2 第一条の規定（第八条第二項の改正規定を除く。）による改正後の港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和六年四月一日から適用する。
  - 3 前項の規定は、第一条の規定の施行の際現に議長、副議長、委員長、副委員長又は議員の職にない者については、適用しない。
  - 4 第一条の規定（第八条第二項の改正規定に限る。）による改正後の港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、令和六年十二月一日から適用する。
- （議員報酬等の内払）
- 5 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支払われた議員報酬及び期末手当は、改正後の条例の規定による議員報酬及び期末手当の内払とみなす。

（説明）

港区特別職報酬等審議会の答申を受け、区議会議員の議員報酬の額等を改定するため、本案を提出いたします。